

登録型本人通知制度をご利用下さい

この制度は、戸籍謄本や住民票の写しなどを本人の代理人や第三者に交付した時に、その交付した事実を事前に登録をしている方に通知する制度です。

住民票の写し・戸籍謄本などの不正請求や不正取得による個人の権利侵害の防止を図ることを目的として、実施しています。

◆本人通知制度の概要◆

1. 登録有効期間 申請受理日～廃止等の申出があるまで
2. 登録対象者
 - ・琴平町の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）
 - ・琴平町の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）
（死亡した者、失踪の宣告を受けた者は、登録できません。）
3. 登録方法
 - ・本人が申請書を持参して、申請を行う
 - ・委任状（本人作成）を代理人が持参して、申請を行う
 - ・郵送で申請書などを送付して、申請を行う

無料で登録
できます。



◎申請に必要なもの

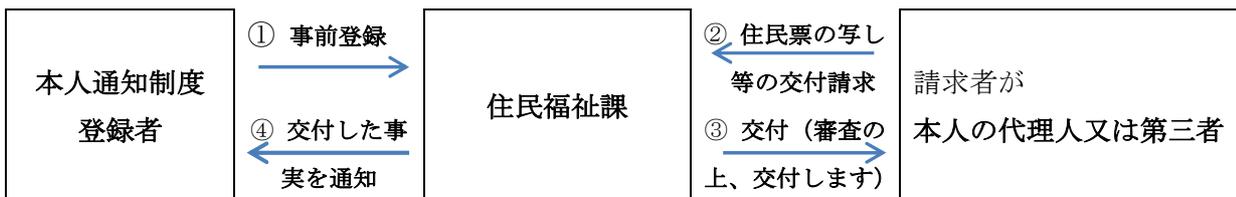
※登録者本人が申し込む場合

登録者本人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）

※代理人が申し込む場合

1. 法定代理人が登録する場合、法定代理人の本人確認書類及び戸籍謄本等法定代理人の資格を証明する書類。ただし、琴平町に備え付けの公簿等の記載又は記録により法定代理人である旨の事実が判明する場合は、これを省略することができる。
2. 法定代理人以外の者が登録する場合、代理人の本人確認書類及び委任状

4. 通知対象証明書 住民票（除票含む）の写し、住民票記載事項証明書
戸籍（除籍含む）謄抄本、戸籍附票（除附票含む）の写し、戸籍記載事項証明書（除籍を含む）



5. その他 登録事項に変更が生じた場合又は登録を廃止したい場合は、必ず琴平町本人通知制度事前登録（変更・廃止）届書を提出してください。